

令和七年六月十三日受領
答弁第二二四号

内閣衆質二一七第三二四号

令和七年六月十三日

内閣総理大臣 石破 茂

衆議院議長 額賀福志郎 殿

衆議院議員櫻井周君提出大阪・関西万博の大屋根リング保存に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員櫻井周君提出大阪・関西万博の大屋根リング保存に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「耐久性」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、「二〇二五年日本国際博覧会会場内の「大屋根リング」については、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第八十五条第六項の規定に基づき、安全上、防火上及び衛生上支障がない仮設建築物として、特定行政庁による建築の許可を受けた上で、同法第六条の二第一項及び第七条の二第一項の規定に基づき、建築基準関係規定に適合するものとして指定確認検査機関による確認及び完了検査を受けたものであると承知している。

二及び四について

お尋ねの「大屋根リングの保存」及び「大屋根リングの補強、維持管理等保存」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、令和七年四月十三日から開催されている国際博覧会（以下「博覧会」という。）の閉会後における「大屋根リング」の活用については、その具体的な方法やこれに要する費用を含め、現在、公益社団法人二〇二五年日本国際博覧会協会（以下「博覧会協会」という。）が設置した、大阪・関西万博の大屋根リングの活用に関する検討会（以下「検討会」という。）において議論が行われ

ているところであるため、これに関するお尋ねについて予断をもってお答えすることは差し控えたい。

三について

お尋ねの「万博の余剰金」の具体的に意味するところが明らかではなく、これに関するお尋ねについてお答えすることは困難であるが、いずれにせよ、博覧会の運営については、先の答弁書（令和七年五月二十三日内閣衆質二一七第一八四号）四について述べたとおり、博覧会協会において、入場券の売上の状況等の動向を踏まえ、収支の均衡を保つように行われるものと承知しており、また、博覧会の閉会後における「大屋根リング」の活用については、二及び四について述べたとおり、その具体的な方法やこれに要する費用を含め、現在、検討会において議論が行われているところである。